

# 著作物利用許諾事業について

## 事業内容の説明とご協力をお願い

特許庁審査業務部意匠課  
企画調査班係長  
成田 陽一

### PROFILE

平成14年入庁、平成18年審査官、平成20年より現職。

✉ PA1530@jpo.go.jp

☎ 03-3581-1101 (内線) 2907

## 1 はじめに

2003年7月に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において、「特許庁の保有するデザイン関連情報を公開・提供するための方策について具体策をまとめる。」ことが決められている。

これに基づいて、意匠課では、意匠審査資料として特許庁のデータベースに蓄積している図書・雑誌、製品カタログ、インターネットに掲載されたデザイン情報である公知資料データの公開・提供を進めているところである。具体的には、上記デザイン情報の書誌データについて、特許電子図書館（IPDL）による公開を行うとともに、外部販売用として整理標準化データを提供し、平成17年度からは、イメージデータについて、著作物の利用許諾が得やすいインターネットに掲載されたデザイン情報を中心に許諾を得て、IPDLでの公開並びに整理標準化データの提供を図っている。

一方で、平成19年4月1日に施行された意匠法の改正の議論において、意匠の類否判断の明確化を推し進める観点から、特許庁の保有する公知資料データの公開の必要性が指摘されており、2007年5月に決定された「知的財産推進計画2007」においても、「2007年度から、特許庁が保有する製品カタログ等をデータベース化した意匠公知資料につき、ユーザーの積極的な活用を可能とするため、著作権者から利用許諾の得られた意匠公知資

料の公開を促進する」とされている。

これらを踏まえ、平成19年度から、イメージデータ公開対象をインターネット情報のみならず、図書・雑誌や製品カタログなど公知資料文献全般に広げ、著作物利用許諾を得る事業を拡充している。

## 2 当事業において利用許諾を依頼している公知資料データについて

### 1) 収集・蓄積方法

#### ①インターネット情報

平成20年度は意匠登録出願をしたことのある企業約8000社が保有するホームページ（約10,000サイト）からイメージデータを機械的に収集している（外注）。その後、特許庁職員が、無作為に抽出された前記イメージデータの中より審査に必要と考えられるイメージデータを選出し、更に意匠分類・Dターム・物品名等の書誌情報等を作成する。

最後に再度外注により当イメージデータについてタイムスタンプを取得し、検索用のイメージデータとして検索用データベースに蓄積する。

#### ②カタログ情報

特許庁より貸与したカタログより新製品に関するイメージをスキャンし電子化を行う（外注）。その後、特許庁職員が前記イメージデータに対し、意匠分類・Dターム・物品名等の書誌情報等を作成する。

最後に再度外注により当カタログについて公証役場で原本に対し、確定日付の証明を受け、検索用のイメージデータとして検索用データベースに蓄積する。

### ③雑誌情報

特許庁職員が、まず電子化する資料の選別を行い、当資料に対する分類・物品名等の書誌事項を作成する。その後、外注により特許庁職員によって選別された資料のスキャンを行い、その他書誌事項を作成し、検索用のイメージデータとして検索用データベースに蓄積する。

なお、①～③における資料の収集時には、同じイメージを収集しない重複排除作業や、資料種別、物品分野に偏りのない資料作成を行っている。

## 2) 当イメージデータについて著作物の利用許諾を行うメリット

### ①裁判及び審判の場において日付の立証を容易に行うことができる

前述公知資料データについては、全てのデータについてタイムスタンプ或いは公証役場において日付の確定を行っているため、侵害事件等において日付の立証等に利用することができる。

### ②事前調査及び流行の把握を効率的に行う事ができる可能性がある

現在の意匠公知資料照会システムでは分類やテキスト検索等は行えないものの、今後システムが改善され、前述のような検索ができるようになれば、出願人は事前に自己の出願分野におけるサーチを行うことができ、より効率的に出願すべき意匠の精選を行うことができるようになる。また、デザイン等の開発現場においても、近年の流行を効率的に把握することができるようになる。

### 3) 著作物の利用許諾を行う事のデメリットとそれに対する対応

既にインターネット、雑誌、カタログといった媒体により公知となっている意匠ではあるものの、それを分類毎にまとめ、公開することは、模倣被害の危険性が高まる可能性がある。そこで、上記著作権侵害を防止するためにIPDLに表示されたものの複製を不可能とする考えもあるが、第三者の端末に表示されたIPDLの情報を、第三者の端末の機能によって印刷すること、又は電子的にダウンロードすることを不可能とすることはできない。

よって、特許庁では意匠公知資料照会画面（括弧内）に次の注意書き（「IPDLを閲覧した方が表示されたこれ





らの情報を態様の如何を問わず第三者(特定多数を含む)に提供し、又は利用可能とすることは、著作権侵害となりますのでご注意ください。]) を記載している。

### 3 実際の例

#### ① 著作物利用許諾が取得でき、イメージデータと書誌が表示されている例

【公知資料番号】HJ1600696700  
 【発行日】  
 【製品番号】CM35AB P676  
 【製品情報ページのHTML文書タイトル】IContessa(コンテッサ)総業体タイプ新発売  
 【製品情報ページの会社名】株式会社 岡村製作所  
 【製品情報ページのURL】http://www.okamura.co.jp/company/release/2004/041122contessa\_leather/index.html  
 【種別】  
 【発行国】日本国  
 【物品名】椅子  
 【製品分類】D2-14CA  
 【フォーマット】  
 【ダウンロード可能】  
 【購入日】平成16年12月10日(2004.12.10)  
 【公知日】平成16年11月24日(2004.11.24)  
 【ダウンロード開始日】平成16年11月24日(2004.11.24)  
 【更新日付】平成19年5月9日(2007.5.9)



※公知資料番号の下二桁が省略された表記のものも下二桁ごIDが自動付与されます。  
 注1: 権利関係が不明な資料は、本データベースから削除し、権利関係が不明な資料が含まれる場合が取りま  
 すが、IPDLを適用してこれらの権利関係を整理し、権利関係が不明な資料は、権利関係が不明な資料として表  
 示されています。なお、このデータベース上には、権利関係が不明な資料の権利関係が不明な資料として表  
 示されています。なお、このデータベース上には、権利関係が不明な資料の権利関係が不明な資料として表  
 示されています。

次紙 1/1

前文紙 本文紙 図会画面 ヘルプ

#### ② 著作物利用許諾が取得できず、書誌のみ表示されて いる例

【公知資料番号】HJ1802464200  
 【発行日】平成19年3月10日(2007.3.10)  
 【製品番号】P703  
 【文書名】Code Press【ダズ プレス】  
 【製品情報ページのHTML文書タイトル】  
 【発行国】株式会社 徳島県  
 【製品情報ページの会社名】  
 【発行国】東京都港区三軒2-2-1  
 【製品情報ページのURL】  
 【種別】  
 【発行日】  
 【発行国】日本国  
 【物品名】携帯電話  
 【製品分類】H7-43W  
 【フォーマット】H7-43B, H7-43C, H7-43G  
 【ダウンロード可能】  
 【購入日】平成19年2月13日(2007.2.13)  
 【公知日】  
 【ダウンロード開始日】  
 【更新日付】平成19年9月16日(2007.9.16)

図面データが存在しない、又は許諾されていません。

次紙 1/1

前文紙 本文紙 図会画面 ヘルプ

※公知資料番号の下二桁が省略された表記のものも下二桁ごIDが自動付与されます。  
 注1: 権利関係が不明な資料は、本データベースから削除し、権利関係が不明な資料が含まれる場合が取りま  
 すが、IPDLを適用してこれらの権利関係を整理し、権利関係が不明な資料は、権利関係が不明な資料として表  
 示されています。なお、このデータベース上には、権利関係が不明な資料の権利関係が不明な資料として表  
 示されています。なお、このデータベース上には、権利関係が不明な資料の権利関係が不明な資料として表  
 示されています。

### 4 おわりに

著作物利用許諾の事業では、皆様に前述の公知資料について、著作物利用許諾についての取得のご協力をお願いしております。できるだけ多くのイメージデータについて著作物利用許諾を取得することで、IPDL等のデータベースが充実し、結果、皆様に役立つものへと成長させることができると確信しています。許諾依頼が届いた際には、ご面倒をお掛け致しますが皆様のご協力をお願いいたします(下図参考)。

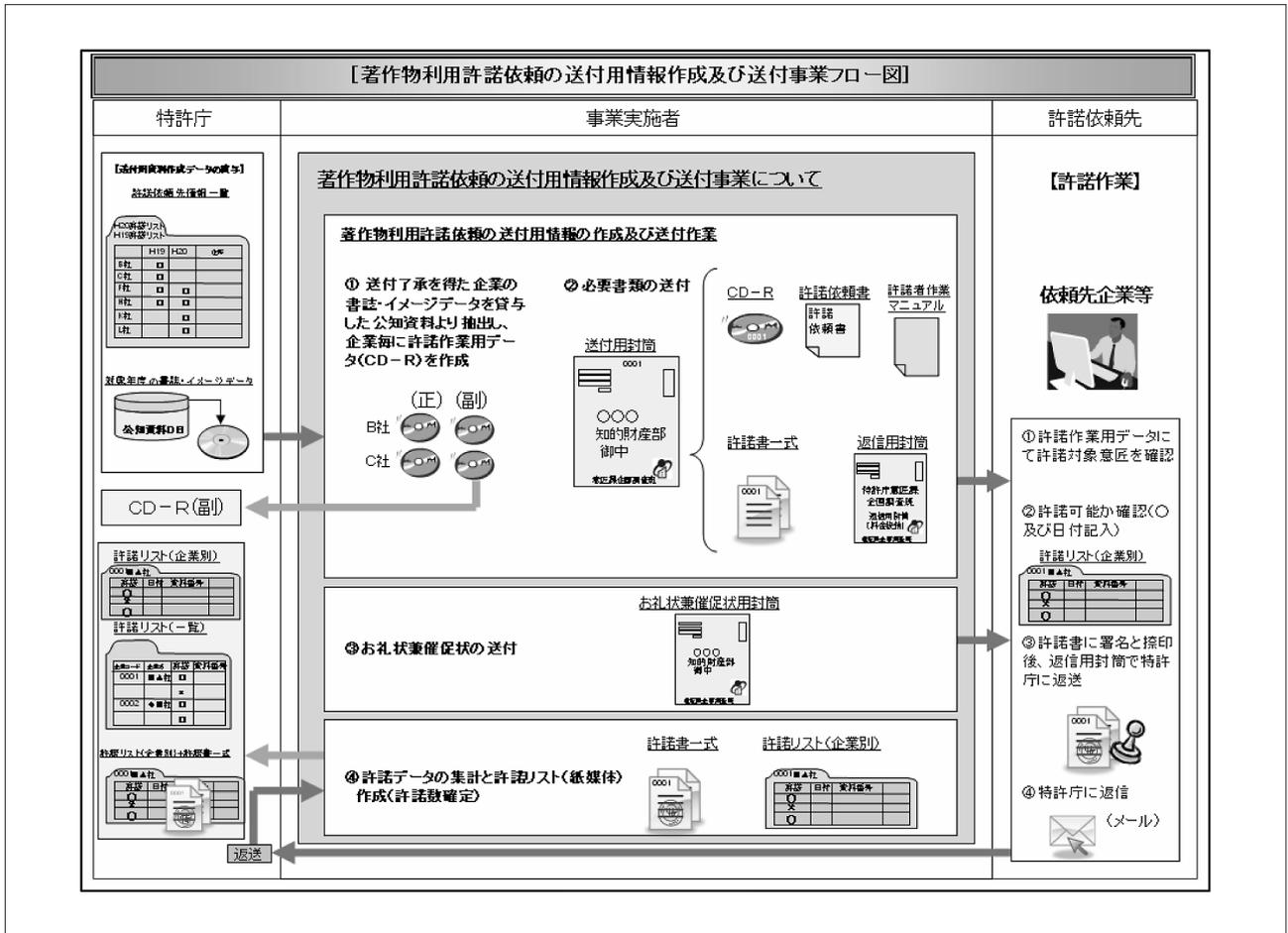


図1 著作物利用許諾依頼の送付用情報作成及び送付事業フロー図